

# 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防関係事務取扱要領

(令和5年3月1日 消防長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防条例(昭和47年気仙沼・本吉地域広域行政事務組合条例第15号。以下「条例」という。)の規定に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(法等による届出等)

第2条 次の各号に掲げる届出等は、消防署長(以下「署長」という。)にそれぞれ2部提出し行うものとする。ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

- (1) 防火防災管理者選任(解任)届出書(法第8条第2項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
- (2) 統括防火防災管理者選任(解任)届出書(法第8条の2第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
- (3) 防火対象物防災管理対象物管理権原者変更届出書(法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
- (4) 自衛消防組織設置(変更)届出書(法第8条の2の5第2項)
- (5) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書(法第9条の3)
- (6) 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(法第17条の3の2)
- (7) 工事整備対象設備等着工届出書(法第17条の14)
- (8) 消防計画作成(変更)届出書(規則第3条第1項, 規則第51条の8第1項)
- (9) 全体についての消防計画作成(変更)届出書(規則第4条第1項(規則第51条の11の2において準用する場合を含む。))
- (10) 防火対象物点検結果報告書(法第8条の2の2第1項)
- (11) 防災管理点検結果報告書(法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項)

(12) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（法第17条の3の3）

2 署長は、前項第1号から第9号の届出書を受理したときは、1部に届出済印（様式第1号）を押印し、提出者に交付するものとする。

3 署長は、第1項第10号から第12号の報告書を受理したときは、1部に受理済印（様式第2号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（条例等による届出等）

第3条 次の第1号から第15号に掲げる届出等は署長に、第16号に掲げる届出は消防長にそれぞれ2部提出し行うものとする。ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

(1) 火災予防上必要な業務に関する計画提出書（条例第42条の3第2項）

(2) 防火対象物使用開始届出書（条例第43条）

(3) 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書（条例第44条）

(4) 急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書（条例第44条）

(5) ネオン管灯設備設置届出書（条例第44条）

(6) 水素ガスを充填する気球の設置届出書（条例第44条）

(7) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（条例第45条）

(8) 煙火打上げ仕掛け届出書（条例第45条）

(9) 催物開催届出書（条例第45条）

(10) 水道断減水届出書（条例第45条）

(11) 道路工事届出書（条例第45条）

(12) 露店等の開設届出書（条例第45条）

(13) 少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い届出書（条例第46条）

(14) 少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い変更届出書（条例第46条）

(15) 少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書（条例第46条）

(16) 指定洞道等届出書（条例第45条の2）

2 署長は、前項第1号から第15号の届出書等を受理したときは、1部に届出済印（様式第3号）を押印し、提出者に交付するものとする。

3 消防長は、第1項第16号の届出書を受理したときは、1部に届出済

印（様式第4号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（訓練の通報）

第4条 規則第3条第11項（規則第51条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による消火訓練及び避難訓練の通報は、自衛消防訓練通知書（様式第5号）により、署長に2部提出し行うものとする。ただし、電子メールによる受付の場合はこの限りでない。

2 署長は、前項の通知書を受理したときは、1部に届出済印（様式第1号）を押印し、提出者に交付するものとする。

（点検結果報告に係る是正指導）

第5条 署長は、法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は法第17条の3の3の規定による点検結果報告書の点検結果について、判定に不備、不良（改修済みであるものを除く。）が認められる場合は、各点検結果報告書と併せて点検結果報告に係る改修（計画）報告書（様式第6号。以下「改修報告書」という。）の提出を求めるものとする。

2 署長は、改修報告書の提出があった場合は、関係者に対して当該不備、不良事項の改修の履行を図るよう指導するものとする。

（喫煙等の禁止場所）

第6条 条例第23条第1項に規定する消防長の指定する場所は、次に掲げる防火対象物又はその部分とする。

（1）喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）

イ 公会堂又は集会場（地域の集会場で利用者が限定されるものを除く。）の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

ウ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

エ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（延べ面積が1,500平方メートル以上のものに限る。）の売場（食堂の部分を除く。また、喫煙にあつては、喫煙所を除く。）

オ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

カ 屋内展示場で公衆の出入する部分（喫煙にあっては、喫煙所を除く。）

キ 旅館，ホテル又は宿泊所で演劇等を行う部分

ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡若しくは重要な文化財として指定され，又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部（住居等の部分及び神事，仏事等で日常的に裸火等を使用する部分を除く。また，その他の部分にあっては，飲食店，宿泊等の営業を営む場所を除く。）又は周囲

（2）危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂又は集会場（前号ア及びイに掲げる場所を除く。）の公衆の出入する部分

イ キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，ダンスホール又は飲食店で公衆の出入する部分（床面積の合計が100㎡以上のものに限る。）

ウ 車両の停車場又は船舶の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）

（解除承認の審査）

第7条 条例第23条第1項の規定による指定場所ごとの禁止行為の種類における解除承認の可否は，禁止行為の解除承認基準表（別表1）によるものとする。

（解除承認の期間）

第8条 条例第23条第1項の規定による解除承認の期間は，1年未満の範囲であって，当該行為に必要な期間とすること。ただし，次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認は，承認内容に変更が生じない限り，解除承認は継続され，新たな申請は必要ないものとする。

（1）恒常的に火気使用設備器具等を使用する行為

（2）恒常的に危険物品の持込みを行う行為

2 解除承認に係る承認内容の遵守状況については，立入検査時等に確認するものとする。ただし，レイアウト，テナントの変更等について

認知した場合は、適宜現地確認をすること。

(解除承認の取消し)

第9条 署長は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、条例第23条第1項の規定による承認を取消することができるものとする。

(1) 解除承認の基準に適合しなくなった場合

(2) 解除承認を受けた場所から火災が発生した場合

(3) 防火対象物又はその部分の事情変更により承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合

(4) 防火対象物又はその部分に法令違反が生じ、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合予防査察規程（令和2年気仙沼・本吉地域広域行政事務組合訓令第1号。）に基づく警告又は命令を受けることとなる場合

(5) その他署長が火災予防上好ましくないと認める場合

2 前項の承認は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該承認は失効するものとする。

(1) 承認を受けた者に変更が生じた場合

(2) 承認を受けた期間が過ぎた場合

(3) 承認を受けた場所が指定場所に該当しなくなった場合

3 署長は、第1項により承認を取消す場合は、禁止行為解除承認取消書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

## 禁止行為の解除承認基準表

指定場所		禁止行為の種類		
		喫煙	裸火	危険物品 持込み
劇場，映画館，演芸場 観覧場	舞台	○	○	○
	客席	× 注1	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
公会堂，集会場 注2	舞台	○	○	○
	客席	× 注3	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
キャバレー，カフェー，ナイト クラブ，ダンスホール，飲食店	舞台	○	○	○
	公衆の出入りする部分 注4	/	/	○
百貨店，マーケット，その他の 物品販売業を営む店舗 注5	売場 (食堂の部分を除く)	× 注6	○	○
映画スタジオ，テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	○	○	○
屋内展示場	公衆の出入りする部分	× 注6	○	○
ホテル，旅館，宿泊所	演劇等を行う部分	注7		
重要文化財等	建築物の内部	住居，神事，仏事等で 日常的に裸火等を使用 する部分	/	/
		上記以外の部分	○ 注8	○ 注8
	建築物の周囲	○	○	○
車両の停車場，船舶の発着場	旅客の乗降，待合の用に供する 建築物	/	/	○

備考 「○」は解除承認が可能な場所，「×」は解除承認が不可能な場所，「/」は規制を受けない場所を示す

注1 屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席は規制対象外

注2 地域の集会場で利用者が限定されるものは規制対象外

注3 喫煙設備のある客席は規制対象外

注4 飲食店等の公衆の出入りする部分の床面積の合計が100㎡以上のものに限る

注5 延べ面積が1500㎡以上のものに限る

注6 喫煙所は規制対象外

注7 演劇(催物)等が行われる部分の実際に使用する用途により各指定場所の区分に従う

注8 飲食店，宿泊所等の営業を営む場所については規制対象外